

# 2026年度 運輸安全マネジメントの取組みについて

## 1 輸送の安全に関する基本的な方針

当社は、法令に基づいた「運輸安全マネジメント」を確実に実施し、全社員が一体となって常に輸送の安全の確保と安全性の向上に努めます。

- (1) 経営幹部は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、全社員に対し、「輸送の安全の確保が最も重要である」との意識を徹底させるとともに、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PDCAサイクル）を確実に実施し、安全対策及び安全管理体制を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全の確保と安全性の向上に努めます。
- (3) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

## 2 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

- (1) 法令遵守を徹底し、重大事故（責任事故）を発生させない。  
→ 重大事故（責任事故）は、発生していません。また、車内事故防止のため、バスが完全に停車するまで着席維持のマイク案内の強化を実施しました。
- (2) 自社整備による確実な車両点検により、車両に起因する重大な事象を発生させない。  
→ 車両に起因する重大な事象は、発生していません。
- (3) 上記以外の軽微な事象や故障についても着実に減少させる。  
→ 2025年度は73件（2024年度69件）発生しました。
- (4) 安全研修センターにおける研修のさらなる充実を図る。  
→ 安全研修センターによる貸切バス事業者への外部研修での実績を踏まえ、2025年度も継続して当社のノウハウを活かした外部研修を実施しました。
- (5) 運転者の個人特性に合わせた効果的な教育・指導を実施する。  
→ 全運転者を対象とした支店管理者等との「安全面談」を実施し、社員の日常生活や健康状態、日々の運転に対する意識等を把握し、運転適性診断結果等を踏まえた個別指導の取り組みを実施しました。

## 3 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（2025年度）

（事故類型別の事故件数）

該 当 項 目		100万* <sub>100</sub> 当たり件数（総件数）
有責運転事故	死 傷	0.00件（0件）
	車 内	0.00件（0件）
車 両 故 障		0.54件（14件）※

※ 代替車又は後続便等で輸送を継続

## 4 安全管理規程

「安全管理規程」は[こちら](#)です。

## 5 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

### ○ 2025 年度に講じた措置

- (1) チャレンジセイフティ（CS）運動のさらなる活性化を目指し、CS リーダー26 名を任命するとともに、CS リーダーキックオフ会議を開催したほか、本社からも支店等へ出向き、現場での話し合いに参加して CS 運動の活性化に努めました。
- (2) 発生した事故・事象の真の原因を究明するとともに、その原因究明に基づく効果的な対策を実行するため、4M4E 分析手法を取り入れ、重大事故の再発防止に取り組むルール作りを行いました。
- (3) ドライブレコーダーのデータを活用し、全社員の運転特性を把握したうえで、フォローが必要な乗務員については指導を行いました。
- (4) 健康起因事故の防止に向けた健康管理体制を強化するため、10 月より新たに「心疾患スクリーニング検査」を導入するとともに、SAS 検査の完全実施を徹底し、脳 MRI 検査についても定期的な受診を実施しています。
- (5) IT 遠隔点呼を拡大し、効率性を維持しつつ業務管理体制を強化するとともに、高速バス統括本部を設置し、社員管理・運転指導・運行管理・整備管理の体制強化に努めました。
- (6) 安全研修センターにおいて「貸切バス事業者安全研修」（国土交通省）や他社向けの新人教育研修を受託、実施しました。
- (7) 安全意識の向上を目的に雪上訓練を実施しました。これにより、技術向上と安全意識の共有を図りました。
- (8) 安全性および車内環境の向上を目的として、ガラス破損時の飛散防止および遮熱性能を有するサイドウィンドウフィルムを 42 両に施工しました。
- (9) 高速路線バス車両について、老朽車両の更新のため最新の安全装置を装備した車両を 30 両導入し、安全性の向上を行いました。

### ○ 2026 年度に輸送の安全のために講じる措置（計画）

「安全は輸送業務の最大の使命である」ことを社員一人ひとりが改めて考え、「事故を防ぐことは、人の命を守ることを認識し、原因究明と再発防止対策を図り、二度と同様の事故を発生させない取り組みを継続します。

- (1) 「自転車やり過ぎ三原則」などのルールについて、過去の事象の反省から定められた教訓であることを改めて考え、“自ら守るルール”として再確認します。
- (2) CS 運動の更なる活性化を目指します。
- (3) 日頃の業務で培われた技術や対応力を、互いに競い合い、学び合うことで、会社全体の技能・技術の向上と、安全意識のさらなる高揚を目的として運転競技会を継続して実施し、さらに 2026 年度は車両整備競技会を再開します。
- (4) SAS 検査の完全実施に加え、心疾患スクリーニング検査や脳 MRI 検査などの定期検査を実施し、健康起因事故の未然防止を図ります。
- (5) ドライブレコーダーの各種データを安全指導に活用するとともに、効果的なドライブレコーダー添乗を実施します。
- (6) お客様のシートベルト着用率向上に向けた器具を試作し、シートベルトの着用を促す検証を行います。
- (7) お客様のニーズや車両経年などを踏まえ、衝突被害軽減ブレーキ等の最新の安全支援装置を搭載した車両を計画的に増備します。
- (8) タブレット端末の活用により、ヒヤリ・ハット事例や CS 運動などタイムリーな情報発信を行い、併せて乗務員研修等の効率的な実施のため、e ラーニング導入を進めます。
- (9) 運転支援の一助として大型バスの車両サイズに対応したナビシステムを導入し、異常時の迂回対応能力を強化します。また、道路状況に応じた到着予定時刻、残距離等を表示し、視覚及び音による注意喚起により、バス停通過や早発の防止を図ります。
- (10) ガラス破損時のお客様保護を目的にサイドウィンドウにフィルムを張り付けるこ

とで破損時のガラス飛散の抑制し、フィルムの効果による冷房効率・燃費の向上を図ります。

- (11) 高速路線バス車両については、継続して最新の安全装置を装備した車両を 30 両導入します。路線バス車両についても、新車購入の他、他社からの譲渡等も活用し老朽車両の更新を計画的に実施します。

## 6 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

- (1) 輸送の安全に関する情報の伝達体制の概略図は別紙のとおりです。(別紙 1 参照)
- (2) 事故・災害等に対する異常時対策本部組織図は別紙のとおりです。(別紙 2 参照)

## 7 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- (1) 本社経営幹部と現場第一線社員との意見交換  
運転者に対する研修時や年 2 回の安全総点検時をはじめ、支店等における安全推進検討会、飲酒運転防止特別委員会、指導運転士会議等において、随時本社経営幹部が現場第一線社員及び支店長等との意見交換を実施しています。
- (2) 運行管理者・整備管理者及びその補助者への教育  
年 1 回、全ての運行管理者・整備管理者に対する研修を行い、関係規程の遵守・点呼執行業務の重要性等について指導を徹底しています。また、その補助者についても同様の教育を行っています。
- (3) 運転者への教育
  - ・全ての運転者に対して、国土交通省告示に基づく指導監督教育を、年間を通じて複数回にわたり実施しています。
  - ・当社の安全研修センターにおいて、新規採用の運転者を対象に、統一した研修プログラムに基づいた新任研修を行っています。また、全ての運転者は 3 年毎に 1 回、安全研修センターでの定期研修と運転適性診断を受講しています。なお、訓練では訓練専用車を活用し、各種の走行データに基づく指導を行っています。
  - ・安全運転中央研修所等の外部機関が開催する「安全研修」を定期的受講させ、通常時以外の安全な走行方法や対処について、多角的な教育を行っています。
  - ・冬季のスリップ事故防止を目的としたチェーン脱着訓練等、運行中の異常事態への適切な対処を目的とした訓練を定期的実施しています。また、環境保護の観点から、訓練専用車あるいは営業車両のデータを用いたエコドライブ教育も行っています。
- (4) 初任運転者に対する指導（貸切事業）  
当社で貸切バスを初めて運転する運転者については、基礎的な運転技術に加えて、様々な道路環境における安全かつ適切な運転操作を習熟させるため、指導者の添乗による実技指導を実施しています。(1 人の運転者に対する実施時間：20 時間以上)  
※詳細は別紙 3 をご覧下さい。
- (5) 運輸安全マネジメントに係る外部セミナー等への参加  
安全統括管理者、経営幹部及び社内監査員等は、国土交通省並びに自動車事故対策機構等が主催する運輸安全マネジメントに関する各種セミナーを定期的受講し、輸送の安全確保に向けた適切な業務管理の維持に努めています。

## 8 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

当社は安全管理規程に基づき、夏季及び年末年始輸送の安全総点検期間中に、支店等を対象に自主安全点検を実施し、報告を求めました。また、監査担当部署が本社及び支店等の内部監査を実施し、運輸安全マネジメントの実施状況を確認し、随時必要な改善を図っています。

## 9 安全統括管理者

氏名 藤岡 孝二

役職 取締役安全整備部長

## 10 運転者数、運行管理者数、整備管理者数、保有台数（2026年6月1日現在）

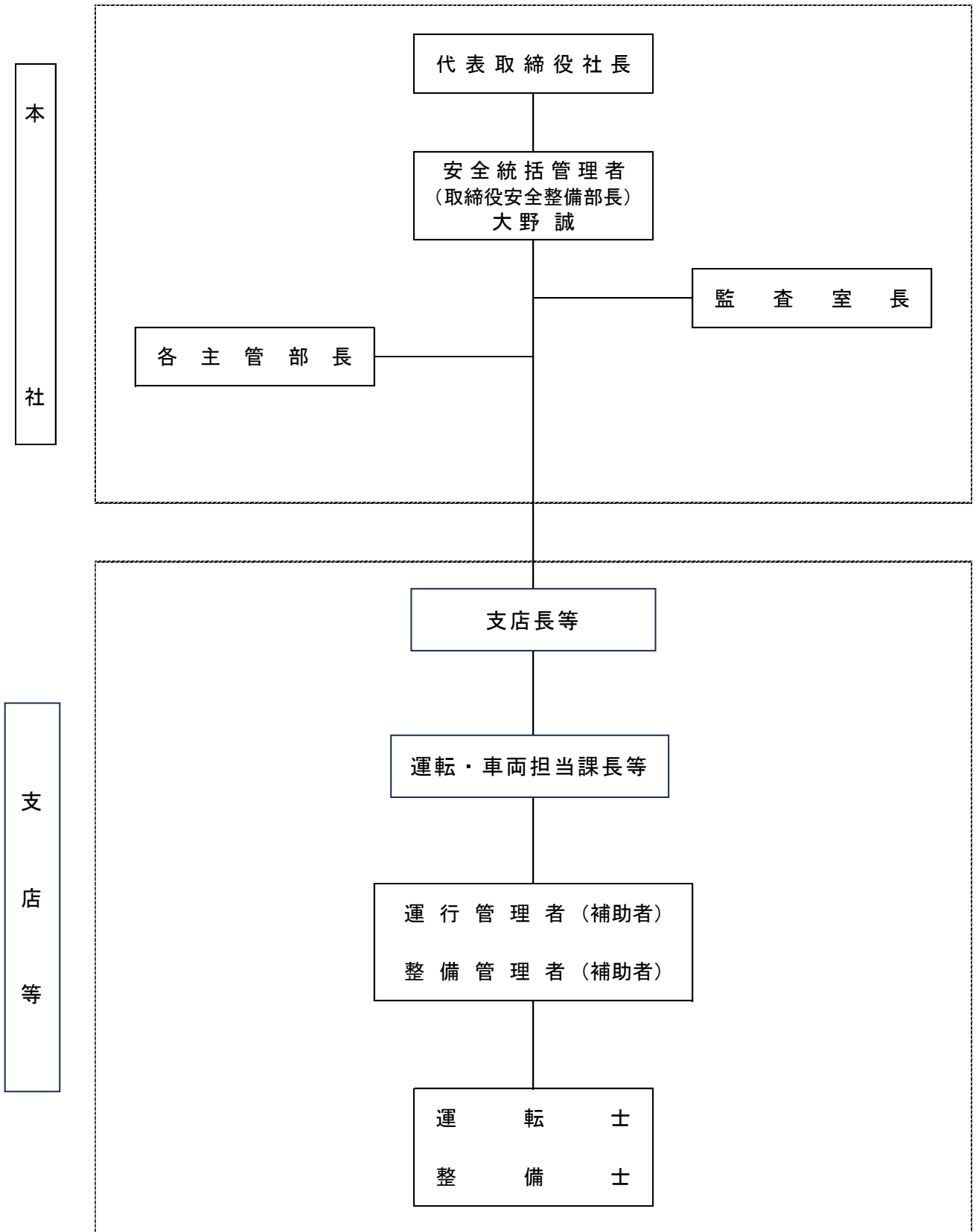
運転者 518名

運行管理者 貸切：63名 乗合：69名／運行管理補助者 貸切：72名 乗合：74名

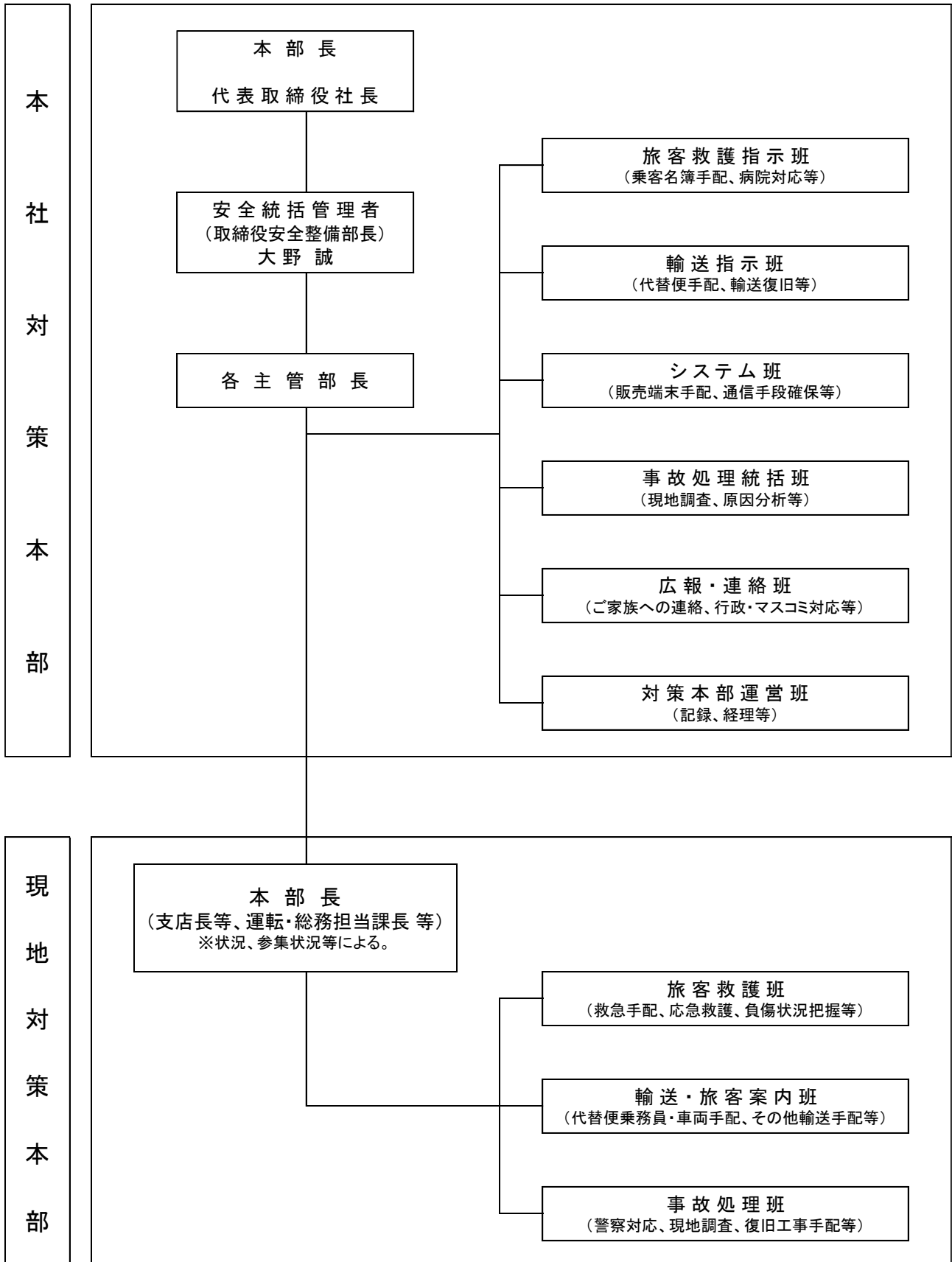
整備管理者 19名 / 整備管理補助者 146名

事業用自動車 387両（大型343両／中型21両／小型23両）

### 輸送の安全に関する情報の伝達体制



# 異常時対策本部組織図



【別紙3】 初任運転者に対する添乗による実技指導の実施状況(2025年度)

営業所名	実施人数	実施期間	主な実施ルート(一般道/高速道路) (※いずれも当社管内バス路線周辺で実施)	車種区分	主な指導内容	指導者人数	指導者	指導者指導歴
白河支店	2名	2025年4月9日～2025年4月23日	白河市内、東北自動車道、首都高速道路	大型	<ul style="list-style-type: none"> <li>●正しい運転姿勢</li> <li>●安全確認要領(ミラー・目視・確認喚呼等)</li> <li>●道路構造に応じたハンドル操作、車体感覚(ハンドルの切り始め、内輪差・オーバーハング等)</li> <li>●旅客乗車を想定したブレーキ・変速操作(滑らかなブレーキ操作、ショックの無い変速方法)</li> <li>●夜間・雨天時等の運転操作(制動距離や晴天時との視認性の違い)</li> <li>●運行経路上の注意箇所把握(狭隘路、下り坂、カーブが連続する箇所等の注意点)</li> <li>●緊急時の対処方法(回避方法、後方防護処置、運行管理者への報告等)</li> </ul>	1名	指導A	16年
		2025年11月11日～2025年11月25日	白河市内、東北自動車道、首都高速道路	大型		1名	指導B	16年
長野原支店	3名	2025年8月8日～2025年8月27日	長野原市内、草津町内、関越自動車道、首都高速道路	大型		1名	指導B	16年
		2025年9月8日～2025年9月30日	長野原市内、草津町内、	大型		1名	指導C	2年
		2025年12月8日～2025年12月27日	長野原市内、草津町内、	大型		1名	指導D	7年
小諸支店	1名	2025年4月12日～2025年4月28日	小諸市内、軽井沢市内、安中市内	大型		5名	指導E	10年
						指導F	3年	
						指導G	3年	
						指導H	3年	
						指導I	3年	